

第4回地域審議会及び地域自治組織（仮称）の取扱いに関する小委員会会議録

日時：平成16年2月19日（木）

午後1時58分から

会場：上越市厚生南会館 大ホール

区分	市町村名	役職名	氏名	
規約第8条 第1項第2号の委員 （構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会が当該構成市町村の議会の議員のうちから選出する者）	上越市	上越市議会議長	石平春彦	
	安塚町	安塚町議会議長	日下部進	欠席
	浦川原村	浦川原村議会総務文教常任委員長	武藤政義	
	大島村	大島村議会議員	早川与五郎	
	牧村	牧村議会議員	宮本富男	
	柿崎町	柿崎町議会副議長	平野誠市	
	大潟町	大潟町議会議長	村山尚祥	
	頸城村	頸城村議会副議長	井部辰男	
	吉川町	吉川町議会議員	橋爪法一	
	中郷村	中郷村議会議長	山崎新一	
	板倉町	板倉町議会議長	見海健太郎	欠席
	清里村	清里村議会議員	保坂隆男	
	三和村	三和村議会副議長	松縄教一	
名立町	名立町議会議長	塚田正		
規約第8条 第1項第3号の委員 （学識経験者その他の者で構成市町村の長が協議により必要と認めるもの）	上越市	上越市町内会長連絡協議会会長	田中昭平	
	安塚町	安塚町区長代表	丸山辰五郎	
	浦川原村	浦川原村まちづくり研究委員会委員	大滝勉	
	大島村	大島村区長代表	岩野修二	
	牧村	牧村住民会議準備会委員	飯田一郎	
	柿崎町	柿崎町農業委員	神岡八江子	
	大潟町	大潟町区長会代表	小池吉則	
	頸城村	頸城村自治会長協議会会長	大場崇夫	
	吉川町	吉川町源地区会議会長	中村睦男	
	中郷村	中郷村合併検討委員会会長	山崎勇	
	板倉町	板倉町合併推進委員会会長	宮腰英武	
	清里村	清里村合併推進委員会会長	福保巧成	
	三和村	三和村合併推進協議会副会長	武田美紀	
名立町	名立町市町村合併審議会委員	久保埜朝子		
共通	上越教育大学副学長	小宮三彌	欠席	

午後3時30分（合併協定書記載文案の1（4）の審議中）に退席

議 題

1 審議

（1）合併協定書記載文案について

2 その他

午後1時58分 開会

○大場崇夫委員長 皆さん、大変ご苦勞さまでございます。若干時間が早いわけですが、委員の皆さん全員おそろいですので、これから第4回地域審議会及び地域自治組織の取扱いに関する小委員会を開催させていただきます。

本日は、委員29名のうち26名の出席でございます。上越地域合併協議会小委員会規程第6条第2項の規定によりまして、会議は成立しております。

今回の会議録署名委員は、上越地域合併協議会小委員会規程第10条の規定において準用する上越地域合併協議会の運営に関する規程第3条第2項の規定によりまして、大潟町の村山委員と頸城村の井部委員にそれぞれお願いをいたします。よろしくお願ひいたします。

なお、本日は板倉町の宮腰委員さん、今お見えですが、どうしても自分の町で重要な会議があります関係上、3時半に退席させていただきたいという申し出がありました。委員の皆さん方からご了承をお願いをしたいと思います。

○
1 審議 (1) 合併協定書記載文案について

○大場崇夫委員長 それでは、早速審議に入らせていただきますが、事務局の方から本日に関係する資料といたしまして、合併協定書記載文案に関する論点、それから同じく文案に関する質問というのをまとめて委員の皆さん方の机の上に配付してあろうかと思ひます。

それでは、本日は最初に審議の議題にありますように、(1)番、合併協定書記載文案について一つ一つ審議願ひたいと、このように考えておりますが、そのような運びでよろしいでしょうか。

井部委員、どうぞ。

○井部辰男委員 審議に入る前に、昨日県において市町村合併担当者会議が開催をされて、昨年11月13日、地制調の答申に基づく地方自治法の一部改正の法律案の概要について説明があったと聞いているわけございまして、私もその内容について資料いただいておりますが、きょうこれから論議する地域自治組織の中における一般制度の問題、あるいは特区の問題、具体的に今概要が出されてきているわけございまして、その中で特に設置については合併関係市町村の議会の議決を経た協議に定めることができるようにする、これは一般制度についてでございますし、それから特区についてはまた一步踏み込んで設置についての定めをしているところでございますから、そういう面ではこの法案については6月中旬に成立予定というような今の総務省の方の考えでございますし、法案が成立をすれば速やかに施行と、こういうふうな今考えのようでございます。当然そうなってくると、この合併協議と並行した論議になるのか、それともまたこの小委員会とか、あるいは合併協議と別の組織でこの具体的な地域自治組織の設置についての論議を進めるのか、そこら辺事務方の方でも野澤次長が出席をされていると聞いておりますので、見解を聞きたいというふうに思ひます。

○大場崇夫委員長 今ほどの井部委員は事務局に対する質問の方が多いと思ひますので、事務方にお願ひいたします。

○野澤朗事務局次長 ご苦勞さまでございます。それでは、きのうの県の市町村合併担当課長会議の内容についてのご質問と、あわせましてそのことがこの小委員会、もしくは合併協議会にどのような影響を与えるのかというご質問であらうかと思ひます。

まず、きのうの合併担当課長会議におきましては、今井部委員からもお話ございましたけれども、新しい地域自治制度をどう法律の中で行うかという説明もございました。しかしながら、まだ最終文案はさまざまな最終的なすり合わせのためにお示しをいただけませんで、骨子の部分でのご説明をいただいたところでございます。

そのところをお話をまず申し上げますと、地域自治組織に私たちもこれまでご説明してまいりましたが、二つございまして、一つは一般制度、いわゆる行政区タイプと言われていたものがございました。これは、地方自治法を改正して設置するということが明らかになりました。もう一つの特例区のタイプではなくて、法人格を有するタイプというふうにならぬ今まで申し上げてきたものは合併特例区という名称、合併の特例の区でございます。合併特例区というものを合併特例法を改正し、あわせ

て新しい法律で位置づけますということが明らかにまずなったところでございます。どちらも今の情報では3月9日に国会に上がるであろうということと、日切れ法案や予算関連法案が先に審議されますので、この法律の審議は最終段階、国会の会期末、今井部さんもおっしゃいましたけれども、6月の中旬ぐらいに一番国会の最後に可決成立する見込みであるというお話でございました。あわせて、その法律というのは施行しないといけませんけれども、決まっても実際に動き出す日があるわけですが、今の情報では、私質問させていただいたわけですが、改正や成立と期を同じくしまして施行、すなわち6月の中旬には法律として効果が出てくるであろうというようなお話でございました。

制度の内容の詳細については、それぞれまた各町村からもご説明があるものと思いますので、省かせていただく部分もございますけれども、地域協議会の一般制度で持つものにつきましては最終答申とほとんど同じ内容ではございますが、今までは地域自治組織に長を置いていくという考え方ございました。いわゆる今の自治体と同じに執行機関、仕事をする機関として長を置くということがあったんですが、今回最終的な法律案の段階では地域自治組織の中には地域協議会と事務所の二つを置くということになっております。しかも、それはどうも名称としては区という名称をお使いになるようだというところでございます。この区の事務所に対して、今までこれも最終答申にはございませんでしたけれども、市町村長、今回で言えば上越市長はこの区の事務所に対して指揮監督権を有するということにもなっておりまして、若干一般制度の方は独立性が最終答申よりも弱まった印象でございます。

一方、合併特例区の方は今までどおりの内容でございましたが、今問題になりましたものは、井部委員がご指摘になりましたものは、その法律ができたときにこの合併協議の中でどうやって決めていくかということも法律の中に書き込まれるようございまして、まず一般制度の場合でございますけれども、一般制度は書き方として非常に微妙な書き方しておりますけれども、合併時に一般制度の地域自治組織を設置する場合、合併関係市町村の議会の議決を経た協議により定めることができるようにするというところでございます。ここはどういう意味かと申し上げますと、一般制度は基本的には条例で定めるものでございます。条例で定めるのが大原則でございます。したがって、これは今まで私どもがこの法律を前取りする形でお話をさせていただいてきた条例で定めるというところはこれ一緒でございますが、その条例で定める中の特例として、もし合併時にその制度を設置する場合の特例として、条例ということではなくて、合併関係市町村の議会の議決を経た協議により定めることができるようにしましょうという特例が一文入りそうだというところでございます。これどういうことかと申しますと、例えば今合併協議の中で議会の議員の特例、定数、任期の特例とかそういうもの、それから農業委員会の特例なんかもこのような書き方をされております。いわゆる合併協定書を交わすときにその項目を入れておくという意味というふうに理解をいただければよろしいかと、これ事実としてはそのようでございます。それから、合併特例区の場合はもう少しその合併との関係が深い、すなわち、合併の特例区でございますので、今井部委員がおっしゃいましたように、設置の手續といたしましては合併関係市町村の協議で規約を定めなさいということございまして、廃置分合の申請に合わせて知事に設置を申請して、知事が認可を行うということでございますので、これは合併特例区という名前が示すとおり、この法人格を有するタイプと言われてきたものにつきましては、合併協議で規約を定めなさいということでございます。

したがって、これからがまた井部委員の次の質問でございましたけれども、6月に法律が定められたといたしましたときに、この合併協議の中で地域自治組織をどのように取り扱うかということでございます。合併特例区の場合ですと、合併協議で規約を定めなさいということですから、これはもし合併特例区ということになれば、選択肢は協議会で規約を定める以外ございません。一方、一般制度の場合には、これは当然今申し上げたとおり二つありまして、この制度の大原則である条例で設置するというのが一つと、もう一つは今申し上げた合併協定書の中に書き込む形で合併関係市町村の議会の議決を経た協議により定めるという項目で設置することも可能だということになるわけでございます。

問題は、今これが私がお答えするとしたら、事実としてお話しするとすれば17年の1月1日を目指した合併という一つの時間の流れと、この法律の制定との関係からいきました場合に、例えば条例制定は当然可能でございますが、合併協定書に盛り込むということになりますと、特例区は合併の協議で行うということですから、これは必須になります。一般制度の場合は合併の協定書に書き込むということになりますと、その法律が定められて以降合併協定書ということになる流れになることでございますので、この辺が一つのポイントになるかと思えます。

したがって、今の井部委員のご質問の最終質問でございますが、ここの協議会の今の合併協定書記載文案の関係からのご質問でございますけれども、今この記載文案の2番に、地域自治組織については法律の改正等があった場合には合併後も含め、改正等の内容を考慮して検討するということが、これが前回の私どもの今までの事務局の整理としては改正、制定ということでございましたので、もし仮にこれに準じた場合に、6月中旬になった場合に、その後どこでまず検討するかということにつきましては、この合併の今の流れからいきますと、協定書は協定書として一つはこの地域協議会を見越した今までの議論してきたもので合併協定を結んで、その後今の法律の内容に沿って、今井部委員おっしゃったような別の機関で例えばご相談をしていくという方法が一つあります。それが、これは可能性の中としてはその法律が定められた時点での検討ということになってまいるということでございます。この辺は、私としては今どういう方法があるかということにお答えはとどめるべきだと思いますので、そのようにさせていただきたいということでございます。今までのこの合併協定書記載文案どおりを大原則といたしますれば、この法律改正を見越した中で検討してきておりますこの地域協議会をまずは決める中で、2番の地域自治組織の取扱いのところの解釈をお互いの協議の中で定めていただいて、その後はその取り決めに従っていくというのが流れかなというふうには思うところでございます。

事務局からは以上でございます。

- 大場崇夫委員長 井部委員、関連して質問ありましたらどうぞ。
- 井部辰男委員 今事務局から説明ございましたけれども、いずれにしる総務省の方は非常に速いテンポでこの法案を成立をさせ、そして施行したいと、これがあると思うんです。今回その概要についても今度は単位を区にするとか、そういういろいろな中身についても具体的に概要として提案をしているわけですから、当然協定書の論議の中においても各区域に置く協議会の名称についてはという云々については、じゃこの区を前提としたときにおいたらどうだとか、そういう文言についての関連も出るわけですから、今まで提案されたのは現行の自治法の中における市長の附属機関としての協議会と、こういう説明ですが、今の事務次長の野澤さんの言うのは、法改正を見越してということになればそこら辺を見越してこの協議を一緒にやっていく必要があるだろう、こんなふうに思いますし、それから前段言ったように速いテンポで総務省がこの成立を求めているということについて、当然私らこの協議会の中でも、じゃそれに呼応してこの小委員会での論議、法定協での論議、そしてそこで記載文案が決定をすれば、より具体的に法案に沿った線での今度この14市町村の中での地域自治組織をどういうふうにするかという、それが別組織になるのか、協議会が解散をしないので、じゃ小委員会のほかに今度地域自治組織設立何とか委員会みたいなものをつくるのか、そこら辺の論議を進めていかなきゃいかんだろうというふうには思うんですが、それらについていかがですか。
- 大場崇夫委員長 どうぞ。
- 野澤朗事務局次長 後半の部分私の権限を越える部分もございますので、ちょっとあれなんですけども、一つは今おっしゃいましたとおり今回の合併協議会での議論の地域協議会については、もともと合併特例法に定められた地域審議会を超える機能をつくらうと。それは、当然ながら地域自治組織という来るべき新しい仕組みに備えた議論をしてこようということをしてきたわけです。井部委員も今おっしゃったように、そういう前提が出てきて、例えば将来は区という名前があるぞということを想定したときに、今度この名称について余り自由な名称でなくて、区というのが想定されればそれぞれ旧町村名かなと、そういう整理というのは当然これは一方ではあるかと思えます。それをこの合併協

定書の範囲で議論を閉じたままいくのか、それともあくまでも法律改正があったものをあつた時点で新しい組織をつくっていくことにスイッチを切りかえるのかというご質問の意味だと思います。今少なくとも当小委員会に付託されております大前提は、現行法の中で地域協議会というものをどうつくるかということ付託されてきておいて、そして2の中で地域自治組織についての法律の改正があった場合には合併後も含め、内容を考慮して検討するというふうになっているということをお考え合わせますと、ここの議論をここの議論を進める中で、今井部委員がおっしゃったように、ここで議論が成り立って地域自治組織については当然法改正の内容を考慮して検討するというので14市町村の合意があるとすれば、今井部委員おっしゃったような何らかの方法で検討が開始されるということになるのではないかとこのように思います。問題は、この小委員会が今の法改正を含めて新しい地域自治組織という議論に移行していいかというもしご質問だとすると、私どもが今お預かりしているその協議会の規約等々から考えると、そこは私の今の判断ではちょっと無理かというふうに思います。そこは、井部委員のご質問、それから解釈と若干ずれていたとしたら恐縮でございますけれども、その辺の整理というのはやはり入り口ではつけざるを得ないかというふうには思います。

以上でございます。

○大場崇夫委員長 井部委員、どうぞ。

○井部辰男委員 今言われますと、記載文案については記載文案で論議をいただいて、そして法改正があったときにおいたら2の地域自治組織(仮称)の検討をすると、こういう使い分けの方がいいんでしょうか。ある程度法案の中で3月9日には閣議決定をして法案が上程をされると。ほぼそこで見えるわけです。その中では趣旨など、あるいは設置手続なり、あるいは組織と権限も出てくるだろうし、あるいは事務所のあり方についてとか、さらには今言われたように設置についても特例として合併関係市町村の議会の議決を経た協議による協定書に書き込むということでもいいと、こう言われているんですから、そこるところをそれはそれ、これはこれという振り分けじゃなくて、少なくとも我々小委員会が論議している中でもそういうものが目の先に出てくるんですから、当然のことながら記載文案についてもそのことを見越して、こういうことの法改正の概要がありますという論議の方が私はよりベターな論議だと思うんですが、いかがですか。

○野澤朗事務局次長 井部委員のおっしゃっているのと多分私の申し上げているのは同じことかもしれないんですけど、私どもが法律を見越して例えばここの文案、合併協定書記載文案というものを議論するのは、それはこの協定書記載文案に込められている内容とその法律が目指しているところはある意味では一致しておりますので、それは可能だと思います。ただ、今もし私が申し上げたかったのは法律の改正を前提として仕組みそのもの、例えば区と呼ぶとか、地域自治組織を地域協議会だけではなくて区の事務所、すなわち支所ではなくて区の事務所ということで議論を始めたいというお話だとすると、今回の合併協議会とこの小委員会の関係からいくと、そこはちょっと若干無理があるのかという解釈をせざるを得ないということなんです。ですから、もしそういうことになりましたと、例えば区の事務所ということ議論するということになりますと、当然本庁と支所の関係までの議論にまで及んでまいります。ですので、そこは今この小委員会の検討事項とは若干ちょっと違ってくるのではないかと、私はそう解釈します。今申し上げたとおり、そういうことを見越しながら今まで議論してきた地域協議会の内容を論点の整理の中で議論して、ここに書いてあることの整理のときに、今までは現行法の解釈しか論理との裏づけはなかったけれども、新しい法律の裏づけも想定しながら議論したということは、これは事実としてあつたとしてもよろしいと思うんですけども、そもそもの仕組みを新しい法律のもとで合併後考えるんだということになると、これはこの一地域自治組織だけの話ではなくなってしまうということが多分でございます。これは、今申し上げたように支所の問題と区の事務所ということ、これ決定的に違う話になります。そこら辺の仕切りは、ちょっと私が今ここでいい、悪いというのは申し上げられない。それは決まり上から申し上げると、私の立場では、事務局としてはちょっと難しいとしか今お答えできないというのが実際かと思っております。

○大場崇夫委員長 橋爪委員、どうぞ。

○橋爪法一委員 進め方の問題で二つ提起したいと思いますが、この小委員会の任務は基本的には合併協定書の記載文案についてどうするかというところなんです。これが基本だと。これやっぱり踏まえていかなきゃならんと思います。そういう中で地方自治法等の一部改正とか、あるいは新法の制定というのが出てきたと。きのうの県の説明会等を聞いてみますと、私も深くはまだ読んでいませんけども、8割から9割方見えてきたと。そういう中で今これ決定していかなきゃならんんです。その難しさがあります。私は、6月の廃置分合議決を見込んだときには、やっぱり一定の制約ありますけども、やはり法律改正とか、制定というものもある程度頭に置いた対応していかなきゃならん。小委員会は、確かにこの文案どうこうというところの審議なんですけども、もしこの廃置分合議決後に議論をしていくというときに、我々今までのこの議論の積み重ねを大事にしなきゃならんと思うんです。別組織でどうのこうのという確かにそういう議論もありますけども、基本はやっぱりこの流れを大切に議論の場というものを設定していくと。これは、ぜひ考えてほしいと思います。

それから、もう一点、実は先般の小委員会で、最後のところで野澤さんのまとめ方は非常にいいと私も評価したんですけども、この論点整理を見させていただきまして、正直言いましてちょっと疑問に思ったんです。というのは、私も含めて数多くの町村代表の方々がこの文案についていろんな意見をおっしゃいました。これを整理するときに、一番右側ですけども、今先般の会議の中で出された意見をさらに発展させてこの文案の審議をしていくときに、どういう論点があるかという整理にとどめておかないと、事務局の考えはこうですというところまでやっちゃうと、私らの出番がないんです。はっきり言って、つくってくださった方の意見についてはなかなかのもんだと私は思いますけど、生意気な言い方で申しわけありませんが、しかし先般の議論を考えたら事務局の整理にこだわらずに論点整理というものを委員長さんのもとでされて、例えば一番最初の問題では今までの論議の積み重ねもありますけども、合併特例法に基づく地域審議会か、それとも地方自治法に基づく附属機関としての地域協議会か、こういうような論点整理をして、その上で議論を進めるというやり方をぜひとってほしいと思います。

以上です。

○大場崇夫委員長 今の橋爪さんのについて。

○野澤朗事務局次長 前の方のご質問は、橋爪委員のおっしゃったのは合併協定書記載文案をあくまで話し合いをして、そのときに私も先ほど申し上げたように、今までは自治法だけだったけれども、改正される自治法等を見越した意見が当然そこで出てくると、そういう中で決めていこうということだと思われま。その次に、じゃ廃置分合の議決のタイミングというのはこれまだちょっとなかなかわかりませんけれども、そのことと仮に法律の改正のタイミングが合わなかった場合で、その後この2の地域自治組織（仮称）の取扱いの文言に従って、例えば改正等があったことを考慮して検討する場合の検討の仕方として、この小委員会でぜひその場をつくることを前提とすべきだというご質問だと思います。それがかなうかどうかということはこれまた別の問題ですが、基本的には法定合併協議会の終期、終わりの時期は合併の期日の前日というふうにはとらえております。これは、合併協定書記載文案を一つは今みんな議論して、合併協定書を各市町村長が締結をして、廃置分合の申請の議決をいただいた後、県議会で議決をしていくという法律の手続は手続として、やはり合併を相談する組織が何らか維持しなければならないだろうということは、これは当然あるべきことだと思いますので、法定協議会というのは通常合併の終期まで協議会としては設置されるべきものだと思います。

そこで、どの場面でこの地域自治組織を話し合うことがいいのかということになるわけですけども、そこはもし廃置分合の申請の議決が先に行われたとしますと、これは今の特例というか、一般制度の場合の合併時に一般制度の地域自治組織を設置する場合の特例の関係市町村の議会の議決を経た協議により定めるのところの少なくとも合併協定書というのは無理になるということでございます。ただ、そこが今これ法律細かく読んでいないので、わかりませんけども、例えばこの合併協議会をつくったときの議決も、この法律の書きぶりとしてはこういう書きぶりから協議会をすべての議会の議決を経て設置したりしているということからいきますと、もし法定合併協議会が設置されていて、廃置分合

の議決は終わったんだけど、合併と同時に地域自治組織をつくりたい場合に、この特例を読み取ることができるのであれば、それはそのような取扱いになると思います。そこは詳細の法律がちょっと見えませんと、何とも申し上げられないんですけども、そういうことにはもし可能とすればそういう手法もあると。そういうことになれば、その協議会の中でどういう相談をどのような場面であるかというのはまた次の段階の話だと思います。ちょっと仮定が多くてお答えしにくいもんですから、この程度でとどめさせていただきたいと思います。

それから、右側の処理についてはそういうようなご批判も当然いただくかとは思っておりまして、いろんなご意見いただいた中で、ただ私ども事務局として整理させていただいたのはなぜかという、これまでの議論と、それから今のこれもまた法律論になっちゃうんですけども、そういうものの中で考え方として、大変申しわけない言い方ですけども、できない可能性の強いものは、やっぱりそこは正直にお話をすべきかと思ったもので、そういうふうに書かせていただいたというふうにご理解いただければと思うところでございます。

○大場崇夫委員長 橋爪委員、よろしいでしょうか。

○橋爪法一委員 今ほど野澤次長の方から話がありましたように、合併協議会が合併する前の日まで継続するという事なんです。そういう中でこの小委員会が果たすべき仕事というのは、確かにこの記載文案を詰めて結論を出していくということなんですけども、現実問題としてこの地域自治組織の問題をこの場で議論しているし、これからまだまだやっていくんです。廃置分合議決後のでまたいろいろ協議をする場面が必要となってくれば、どういう組織つくるかという、こういう議論も当然起こってくるんだろうけども、基本としては私は今までのこの流れを大切にしてほしいと。これを前提にしてほしいということじゃないです。これを大切にしてほしいということなんです。それだけ言っておきたいと思います。

○大場崇夫委員長 どうぞ、石平委員、お願いします。

○石平春彦委員 今の論議の中でちょっと新しいことも出てきているわけではありますが、一つは合併協議会が合併の前日までという話は実は私は初耳でございます。これがそういうものであるということであったのなら私の認識不足だということで終わりでありましょうが、その辺については少なくとも本市議会の中での共通認識にもなっておりませんし、通常の私どもの考え方では合併協議が終わって一つの形をおさめると。そして、廃置分合という形の中でそれぞれの議会で議決をすると、こういうことだというふうに判断をしておりました。したがって、その部分で今少なくとも私にとっては初耳の話が出てまいりましたので、そういう部分にかかわることがこの小委員会の中で前提であるように話がもし進むとすれば、これはこの段階で一たんやめていただきたいと、こう思っております。今までの形の中で、その範囲の中で話が進むのであれば、これは進めていただいて結構だと思いますが、少なくともそういう前提で、したがって合併協議会なるものがその後も続いて、その中で議論を引き続きやれるというのか、やるというのか、その中の個々の中身についてはまたシステムがありますので、それはそういう形の中で進むんでしょうが、いずれにしてもそういうものが想定をされて、それが前提で話が進む、あるいは進めようということであれば、この段階で一たん閉じていただきたいと、こう思って、私どもその判断ができませんので、それが一つでございます。

それから、私どもの基本的なちょっと考え方は、地域自治組織の論議という部分につきましては法律の改正等があった形の中で当然対応していくという考え方でございまして、したがってそのしていくということの共通認識をこの小委員会の中で記載文案を確認するような形で共通認識を持てば、当然その以降の段階の中でその共通認識に基づいて議論を進めるということは、これは当然の話でありますので、そういう形の中でやるのが一番適正ではないかというふうに思っておりますし、今の法改正後の話も出ましたので、私どもはそういう共通認識が持てれば、どういうことを考えているかといいますと、合併協議会という名前ではなくて、当然廃置分合の議決が各自治体の中で行われるとすれば当然合併に向けて進んでいくわけでありまして、いわば心の中は一緒になったというわけでございますので、その段階での協議の仕方というのは当然あるだろうと。つまり具体的な協議機

関を設けて、それに向けてやっていくというのは、これはこの地域自治組織だけではなくて、いろいろな条例、例えば自治基本条例等の関係についてもそういうことだと思いますし、いずれにしても協議機関を設けてやっていくということは当然の話だと思っております。したがって、ただその協議機関を設けてやるという意味が今のこの合併協議会というものを合併の前日まで設けて、そこで引き続きやっていくんだということは、私はそういう想定しておらなかったのが率直なところ事実認識でございますので、その辺の部分についてはそれが前提の話ということになると、ちょっと今の段階ではこの話をしていく上においても前へ進むのはちょっと難しいと、こう思っております。

○野澤朗事務局次長 今のご質問で、確かに終期について統一的なお話をしたことはございません。そういう意味では、先ほどの答弁の中でも申し上げましたけども、一つの可能性でございます。それはなぜかといいますと、通常合併の前日まで法定合併協議会は存在すると。それは、ただ目的は合併協定書を結んだ後に起こり得るあらゆる事務的な整理も含めた中で、また通常の法律が大きく改正されたような場合等々の想定もあって、通常は合併協議会を解散しないで維持をするというのが通例であるというところから申し上げました。もう一つ、最終的な終期は全議会の議決をもって終了という手続でございます。そのことが一つでございます。また、当然ながら合併協議会で合併協定書を一回議決いたしますれば、それは合併協定書というのはその時点でその紙が合併協定でございます。何らかの変更を要する場合には、またすべての議会での議決が必要になるということでございます。私が申し上げた点で、それが前提でこの議論がという石平委員のご質問でございました。私そういう可能性もある中で発言でございますので、また橋爪委員もそれを承知の上で仮にというお話であったと思っておりますので、私の方からはそのようにお答えをさせていただきました。当然その場合には別の機関での検討も言及させていただいておりますので、もし誤解があれば大変申しわけなかったと思っておりますので、おわびいたします。

○大場崇夫委員長 石平委員、どうぞ。

○石平春彦委員 合併協議会のどこでおさめるかという部分は、とりあえず今のお話で一応受けとめておきました。ただ、協議会でなくて、合併協議の終期をどうするかという部分については、私の記憶では明確なものがなかったのかと思いますが、私どものある程度の1月1日に合併をするという合併期日から逆算をして、大体この辺じゃないかというような見通しというようなことも考えながら、それから私ども市議会のこれは特殊な事情でありますけれども、改選日時があるというようなことも、期日があるというようなこともありながら論議を進めてきているわけでありまして、したがって、ある程度の大体のこの辺でおさめなきゃならないという部分もあることを想定して、そして今の地域自治組織の制度改正という部分につきましてもスケジュールについても勘案をしながら、ここは今の現状の中での範囲の中で小委員会として与えられたものを協議をして結論を出していくということが今は一番必要といたしますか、重要なことではないのかという考え方でやっているわけでありまして、したがって、この形の中で論議は論議としてあろうかと思いますが、この記載文案の中で収束をしていただくような形に持っていただいて、来る改正が明確になった段階の中で、改めてその明確な基準に基づいて加除があるのか、新しい方向性というものをまたお互いに協議をしていくと、こういう形で進めていただきたいと、このように思っております。

○大場崇夫委員長 じゃ、どうぞ。

○井部辰男委員 さっき事務局の答弁の後で再度質問しなかったんですが、実際に地域自治組織の今これからの私ら論議を進める中で法律改正も具体的に推移をしてきているんです。そして、法律改正の概要の中に、一般制度であっても設置については合併関係市町村の議会の議決を経た協議により定めることができるものとする。要は協定文案に記載、書き込むと、こういう方法もあるようで、あるいはもう一つには条例での設置もあると。これ一般制度です。それから、先ほども言ったように合併特例区、これは仮称ですが、特区ですが、これについては合併関係市町村の協議で規約を定めて、そして廃置分合申請に合わせて知事に設置を申請し、知事が許可をすると。要は、合併協議の中でも設置が両方ともできるという、これ事実なんです。事実であれば、法案が6月に制定する前にこういう

概要をもとにできるということになれば、これは論議する必要があるでしょう。それは違うと、法律が全部できなきゃだめだという、こういうような総務省の提案じゃないんです。だから、この場所でのいかがですかと、こういうふうな進め方について私は聞いたわけでありまして、当然その中にはいろいろな区の問題だとか、そういう具体的な協定書文案の中におけるいろいろな関連もありますと言っているんです。その事実がありながら、それはそれ、これはこれという、こういう言い方というのはいかがですかというんです。そのことを私は聞いたんです。

○大場崇夫委員長 小池さん、関連ある意見でしょうか。

○小池吉則委員 大瀧の小池なんですけど、先ほどから皆さんの意見を聞かせていただいて、この前の小委員会の際に私もまさにこのことを今後の論議の中でどうしていくのか、記載文案のほかに細かいものをどこで論議するんだというふうなことでお伺いをしてきたんですが、そのときに事務局の方では全体協議会の方でこの小委員会に付託された内容は記載文案だけと、こういうことですから、私もそれは一応理解をしてきました。ですから、一つはこの記載文案をこれから論議をしていただいて、上げた後、この前の説明ですと、事務局の説明ですと、改めて小委員会としてこういうものを論議をしたいんだということで、全体協議会の中で了承を得て小委員会に付託をするという手続をとれば論議ができると、こういうことでもありますから、私はまず記載文案をこれから論議をして、まず記載文案を上げて、その上で今井部委員が言うように既に制度の概要が出ているわけですから、これを改めて小委員会で少しもまかせていただくと、こういう段取りで進めさせてもらったらどうでしょうか。これは、自治基本条例のところでも事務局の方からこの協議会は合併の前まで続くと、こういう説明を実はいただいておりますので、そのようにひとつ取り計ることはできないんでしょうか。

○野澤朗事務局次長 もう一度確認いたしますけども、合併協議会は設置は先ほど申しましたように通例として合併の前日までだということでございます。それは、石平委員のおっしゃるとおり、全体の例えば共通認識ではなかったかもしれませんが。それであれば、私の方としては先走った発言であったかもしれませんが。ただ、一つだけその中でもはっきりしておりますのは、合併協定を結ぶというのが一つの仕事でございますので、あくまで合併協議というものは1回合併協定書を上げた時点で一つは1回ピリオドが打たれるわけでございます。ただ、その後の事務処理やいろいろなことに対応するために残っていて、協議がずっと続くということではございませんので、そこだけは認識は持っていただきたいというところでございます。今のご質問についても、今私が事務局としてお答えできるのは、合併協定書記載文案をまずは上げてというところは小池委員のおっしゃるとおりで、ぜひそれはご議論をこの場でしていただければと思います。小委員会が望めば了解を得てということではなくて、正しくは会長が合併協議会にお諮りをして協議会が調査、審議を指示、指定するというところでございます。それがルールでございますので、今そのように申し上げたいというところでございます。

それから、井部委員のおっしゃった部分なんですけども、先ほども申し上げましたとおり特に井部委員も今区とか、事務所、支所等々にも触れられております。ですから、この合併協定書記載文案をこの小委員会で議論するよという指示の中では、今そこまで私はここでゆだねられているところとしてはちょっと難しいということしかお答えできないということなんで、先ほど申しましたけども、そのことを前提としてこの合併協定書が現段階でよろしいかどうかというご議論はこれ当然それぞれの委員の一つの考え方としてお話はあるのでしょうか、そのことであればそういう前提で議論は重ねてきておりますので、後は井部委員のおっしゃっている実際に法律が改正されたときに、合併のときにその地域自治組織を置くのかどうかということと、置くとするばどういう手続なのかということとをどの場でどういうふうにご議論するかということだと思っております。ただ、ここに今合併協定書記載文案としては1と2、1の中に(7)までということでございますので、事務局としては、何の決定権も持たない私としてはそのようにしかちょっとお答えできないということでございます。

○小池吉則委員 今の事務局の説明で十分わかりますが、橋爪委員、それから井部委員も言っているのは、本来だったらこの文案に触れるところとして概要の部分もひっくるめて論議をしたらどうかという、こういうことだというふうには私は理解するわけですけども、しかしそれやると、なかなか事務局

でもこの記載文案をきちっとつくった段階で取り込むというのは、これは難しいんだろうというふうに、私はそういうふうに判断しているわけですが、ですから例えば委員長のまとめとして、記載文案はこのまま上げて、その後既に概要が出ている中で、もう少し小委員会として議論を詰めておきたい事項があると、こういうことで全体協議会の中で小委員会に差し戻すといえますか、調査、協議をしてほしいという形で持っていくことができないのか、私はそういうふうにしていただきたいというふうに思うんですが、これは基本条例のところでもそういうことを申し上げてきたわけでありまして、テーマを変えて調査、協議をしてもらうということでおろしてもらえば十分できるんじゃないですか。そのことを考えていただきたいというふうに思うんですが、これは事務局の方ということではなくて、小委員会の委員長として皆さんのご意見を集約していただいて、そのように持っていければ全体の協議会でそのように運ぶことができるんじゃないかというふうに私は判断するわけですが、そのようにお取り計らいをお願いしたいと、このように思いますが。

○大場崇夫委員長 じゃ、先にどうぞ。

○石平春彦委員 私どもは、先ほども申し上げましたように、この地域自治組織については法律の改正があった時点で明確な規定に基づいてお互いに協議をするということについて同意といえますか、考え方を持っております。協議をしないということではなくて、協議をするということを持っておりますし、それはその段階で十分にすることはやぶさかではありませんが、この小委員会の中でこれが終わった形で、また協議をするようにという形で、ここで意見統一をするということは私は反対でございます。

○野澤朗事務局次長 先ほどの橋爪委員のところでもお答えいたしました、橋爪委員もおっしゃったように、合併協定書記載文案の議論、それから全体の合併協議、この終結、そして合併協定書の締結、このことと、合併時、もしくは早急な場面で地域自治組織を設置するかどうかについての検討するということと、これ二つございます。今上越市の議長さんからは、上越市の立場として法律が改正された時点で責任を持って何らかの協議機関を正式に設置して検討するというところでございます。この合併協議会の中の小委員会は、合併協議という17年1月1日の合併に向けた合併協議の中の一地域審議会及び地域自治組織の協議会、小委員会でございます。そこら辺の整理ということが可能であれば、ぜひ委員の皆様方から整理をいただければというところを思うところでございます。

○大場崇夫委員長 重要な議論が続いているわけですが、この小委員会は私は二つ条件あると思うんです。できることならご参加いただいている委員の皆さんの総意でものを決めるんだということが第1番、それから2番目にはご存じのようにこの小委員会は小委員会規程の第3条に、小委員会は協議会が指定した事項についてやるんだという、この二つ条件があるんです。したがって、指定したという、その解釈が今の井部委員が言われるように新しい、そういうこれから出ようとする、それまでも含むのか、いや、それは協議会では指定していませんということであれば、それはまた別なので、恐らく新しい法まで勘案して再度この小委員会で検討しなさいということが全体協議会からこの小委員会に委託されれば当然やらなければならぬだろうし、委託されなければやる必要がないと言うと語弊ありますが、そういう点でまず今日は今小池委員言われましたようにこの協定書の文案を十分論議願って、それに実際問題として何を気持ちとしてくっつけるか、そこら辺が重要なわけだろうと思うんです。あくまでも全体協議会からは全部この記載文案について、あなた方は小委員会で議論しなさいという条件で今この小委員会開いているわけでございますので、今日はいろいろな議論があるかと思っておりますが、事務局の方で記載文案に関する論点を整理された資料がありますので、これに基づいて最初に皆さんから議論をしていただきたいと、委員長としてはそのように考えているんですが、そんな進め方で、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大場崇夫委員長 じゃ、そのように進めさせていただきます。

じゃ、資料の左側が記載文案そのまま事務局の方で載せてございます。委員の皆さん方には、きょう配られました合併協定書記載文案に関する論点というのを机の上へお開きになっていただきたい

と思います。一番左側がご存じのように記載文案そのまま載っております。幹事会で検討され、あるいは専門委員で検討された結果、これが記載文案の案でございます。全体通すと、また話があっち行ったり、こっち行ったりしますから、本日は最初の項目別に皆さんからいろいろご意見を承りたいと思いますので、事務局の方、進行上1番の方からお願いをいたします。

○野澤朗事務局次長 それでは、先ほど橋爪委員から若干ご注意ございましたので、右側については簡潔にご説明します。

合併協定書記載文案(1) 市内の一定の区域に係る施策にその区域の住民の意見を反映させるため、地方自治法に基づく市長の附属機関として地域協議会を置くということでございます。安塚町さんからは名称を地域審議会ということでいかがかということ、それから牧村さんの方からは確かに合併特例法の地域審議会というお話でございましたが、このお気持ちとすれば、合併特例法によれば10年間ということで期間を特定する中で会が存置できる、続けることができるというところのお気持ちから、10年間はぜひ置いていただきたいというお気持ちから、そのような地域審議会という制度をご意見として出されたというふうに伺っておりますし、補足をさせていただきたいということでございます。右側の方は、名称については今ご議論いただきましたように地域協議会という法律の制度に移行しやすいようにということでございますし、地域審議会、期間を定めてというところに力点を置きますと、そういうことでございますけども、これまでは機能を地域審議会よりもより充実させて、高めてということでご議論いただいてまいりました地域協議会という自治法上の今の制度でいかがかなというふうには整理はさせていただきました。

○大場崇夫委員長 ありがとうございます。

記載文案の(1)番、地域協議会を置くということについては、恐らく全委員の皆さんは賛同されるんでないかと。実際問題として、14が一緒になって、ご存じのとおり、会長さんが言われましたように、遠方の地域の皆さんはどうしても中央よりも遠いから、我々が取り残されるんでないかという不安が一般住民の人には多少お持ちだろうと思うんです。そういう点でやはり地域協議会というのがあるって、地元の声もそこで十分聞く一つの機関であると。裏を返せば、大きくなった市が隔々まで気回さんでも、そういう組織があれば、それだけ市政を執行上、裏返せば助かるという面にもなるうかと思うんですが、この(1)番の文案についてご賛同いただけるでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大場崇夫委員長 じゃ、そのようにひとつお願いします。

村山委員、全部終わった段階で関連等がありましたら、村山委員ばかりではありませんが、またご意見を承りたいと思います。

じゃ、記載文案の(1)番、市内の一定の区域に係る施策にその区域の住民の意見を反映させるため、地方自治法に基づく市長の附属機関として地域協議会を置くことに決定を、全体の協議会へ出す結論として出させていただきます。

じゃ、事務局、次へ進めてください。

○野澤朗事務局次長 (2)番、協議会は、現在の各町村の区域ごとに置くということで、ここには特にご意見、ご質問はございませんでした。

○大場崇夫委員長 (2)番は、今触れられましたとおり協議会は現在の各町村と書かれていますから、上越市が抜けちゃうわけです。これは、ここら辺がいかがなものか、後ほど多分また上越市で研究をされるんでないかと。これは私ら今ここで小委員会で、上越市でほかに置いた方がいいとか、置かん方がいいとか、それは論じる範疇じゃないと思います。これは、上越市の方で今後また合併した13のところであって、自分たちの合併した例えば谷浜地区なら谷浜地区にそういうのないという声も出て、上越市の方で議会等で検討されて、そうなるか、ならんかは私らこの小委員会の範疇ではないと、私はそのように考えております。したがって、この(2)番、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大場崇夫委員長 じゃ、本当は決とりゃいいんですが、なかなか手挙げたり、立ったりすると、そこ

に問題起きますので、手挙げないで、みんな仲よくひとつ決めたということでもよろしくをお願いをしたいと思います。

じゃ、事務局、次進めてください。

○野澤朗事務局次長 (3)番でございます。各区域に置く協議会の名称は、合併前に各町村が案を作成するという文案に対しまして、基本的なものについては統一すべきというご意見と、例として吉川自治の郷、頸城自治〇〇協議会などという例を挙げられまして、いろいろな名称があってよいのではないかというご意見がございました。まず、私どもの合併前に各町村が案を作成するということにつきましてはこれまでもお話を申し上げましたが、旧町村名を字名の前につけるといふこととの関係からこのような表現にさせていただいたということは前にもお話ししたとおりでございます。ということで、自由ということは正直これまで想定してございませんでした。論点ということで申し上げます、先ほどの区のことも含めまして旧町村名から町とか村とかを引いて安塚地域協議会、大島地域協議会というように統一的な表現、もしくは地域協議会という後ろを統一して、前にある程度その地域をあらわす文言を入れた上である程度自由を認めていくという、この二つが一応想定としてはあったところでございます。いずれにいたしましても、今後の区のことも含めてご協議いただければと思うところでございます。

○大場崇夫委員長 ありがとうございます。

今見ておわかりのとおり、各区域に置く協議会の名称は合併前に各町村が決定じゃないんです。案を作成するということになっているんです。案ですから、案を作成して、また変更することも了承を得ればあり得るということでございます。さらに、先回でしょうか、上越、石平委員の方から名称等は統一する必要があるんでないかというご意見も承っているわけでございます。一つの市に合併した場合なるわけですので、しかも附属機関であるということから考えると、名称がやっぱりばらばらでは、今最近スポーツが何かで横文字で我々見たってどこの選手であるかわからんようなハイカラな名前がついている時代ですので、やはりある程度名称は案をつくって統一をする必要があるんでないかというのがこの原案だろうと私は解釈しているわけでございます。今の記載文案の(3)番についてはご賛同いただけるでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですか。

どうぞ。

○保坂隆男委員 清里の保坂ですけれども、ある程度これ統一すべきだろうと思うんです。それで、2番で示された地域協議会というのはそのままそれぞれが全部つけるということにして、前の方にやはりその地域、地域には特性があり、あるいはまたその地域の特別な思い出というようなものもあるんじゃないかと思うわけです。そういう面からしまして、示されている2番の形を私は推奨するものでございます。

以上。

○大場崇夫委員長 今ほどのご意見は、2番というのは右側の2番です。地域協議会ということは統一した方がいいと。その前は自由とでもいいですが、各旧町村で案をつくっていただいた方がいいと、こういう意味だと思っておりますが、今のご意見についていかがでしょうか。

どうぞ。

○石平春彦委員 私前回基本的なものに統一すべきだというふうに申し上げたものは、基本的には地域が明確になること、つまり旧町村に置くわけですから、旧町村のそれぞれの地域が明確になることと、それから地域協議会という統一の名称を冠すべきだと、こういう意味合いでございます。そして、重要なことは記載文案そのものがそういうことを規定しておられないわけでありまして。各町村が案を作成すると、こうなっているわけですので、この言葉自体はどなたが見ても別に異論はないというようなものになっておるもんですから、あえてそういう中でやはりそれなりの想定したものを皆さんのある程度の共通認識を持っておくべきではないかということで発言をさせていただいたわけでありまして。そういう意味合いを含めて、私どもは(3)についても同意をしていきたいと、こう思っておりますが、いずれにしても全体の中できっちりと何かを決めるという形になりますと、逆に今度は記載

文案そのものが何らかの形でもう少し明確にしていく必要があるという話にもなってきますので、ここはお互いある程度の共通認識を持ちながら、この記載文案でおさめていくのが一番よろしいのではないかと、こう思っております。以上であります。そういう私どもの考え方についてもご賛同いただければありがたいと。つまり私どもの気持ちの中では、こういう統一という意味合いは各町村のそれなりの明確なものが入っていることが必要だし、地域協議会ということについてはやはり統一的な形にしていっていただく方がいいたらうと、こういうことでございます。

○大場崇夫委員長 今お二人の委員から協議会の名称についてのお考え、ご意見ありました。橋爪委員、どうぞ。

○橋爪法一委員 私も先般発言をさせていただいたんですが、この記載文案そのものについては賛成の立場で発言をさせていただいております。それで、この文言の解釈ですけれども、石平委員が言われるように言葉どおりに私ら解釈したんです。確かに市長の附属機関としての地域協議会ですから、一定の統一性も必要だろうけれども、それぞれの町村が名前を決められるというふうに解釈したもんですから、私も具体的な名前を挙げて言ったわけでございまして、この記載文案そのものについては賛成ですので、そのようにお願いしたいと思います。

○大場崇夫委員長 村山委員、どうぞ。

○村山尚祥委員 大潟の村山です。先ほど石平議長が言われたこと大事だと思うんです。私この小委員会がかねてから言い続けたのがまさしく石平議長が言われる内容で、文案がこういう簡素化したものであっても、そのなす意味をどうみんな統一した考えで持てるか、共通認識という言葉になると思うんです。それを私はこの小委員会では、例えばかつて事務局の野澤さんも場合によっては条例案に近い記載文案にするかということもあり得るといような発言もしていただきましたけども、そうするか、そうでなければ今ここで皆さんで協議して統一的な意見になったものについては、私は前回委員長も発言しましたように、今このような文章で統一認識としてきちんと出して、どこの町村へ行っても、どこのだれに言っても同じ説明できるという形にしていきたいと思います。そうでなかったら、石平議長言うように、あいまいな表現であるこの文案は変えるべきと、私はそう思います。むしろ本来これ私は文案変えるべきだと思っているんです、この文案だけでびたっとかえすと。なぜかという、案を備えると言うんだけど、この条例はいつ、どこで、だれが作るのかというところに立ち返れば、いつ施行するのかと。この前事務局では、来年1月1日もあるし、4月1日もあると言われましたけども、じゃいつまでに案を備えるのか。廃置分合までに案を出すのか。しかも、この条例つくるのは上越市議会だと。委員長の言葉を言うわけでないけど、上越市内につくらん協議会を上越市議会で作るんです。上越市内に設けない協議会の条例を上越市議会がつくるんです、編入される町村につくられる協議会の。それに対して案を出すんですけども、この案を出したら案は必ず上越市議会が通るか、通らんかって、当然採用されるでしょうけども、そういう意味合いを込めれば、いつ制定されるかということによって、いつ案を提出するんだということもかわってくるわけです、いつ施行するんだと。そういう意味では、私は中身を変えるという意味でなくて、もっと明確にすべきだと、この文案についても。それと、もう一つ、何遍もこれからの協議の中であるのは、文案を変えないにしても、変えなければここで協議して意見の一致したものについてはきちっと統一文案で出すと、示すということにしてもらいたいと、私はこう思います。

○大場崇夫委員長 じゃ、どうぞ。

○宮本富男委員 牧村の宮本です。今説明受けましたんですが、1番と2番です。これどこでも使ってもいいと。これは基本的な線だと思いますけど、この文面だけを見ると、各町村が案を作成するときは自由に作成してもいいというふうになっています。ここをもう少し変えた方がいいんじゃないですか。旧自治体名の名前が判明するような名称を、案を持ってくるというふうな形でちょっと文を変えたら、旧自治体をわかるようなというふうなことをつけた方がいいんじゃないですか。そうすると、間違わないで、紛らわしく解釈しない方がいいと思うんです。

以上です。

- 大場崇夫委員長 今のご意見ですけれども、この(3)番はたまたま文案が短い項目ですので、今のような案をつけることは可能なわけですけれども、この合併協定書の記載文案そのもののやっぱり私はわかりませんので、事務局の方からも説明願いたいんですが、文章のボリュームというか、文章の長さ、あるいはそこへ盛りべき条件、そういうものはやっぱり私は合併協定書ですから、それなりの条件があると思うんです。全部細かにして、2ページも3ページもわたる記載文案というのは不可能でないかと、そんなふうに素人考えとして思うんですが、そこら辺、事務局、いかがでしょうか。
- 野澤朗事務局次長 合併協定書記載文案でございますので、おっしゃるとおりでございます。ただ、今それぞれ石平委員、村山委員、それから宮本委員でしょうか、また橋爪委員のご発言ございました。また、清里村からもご意見ございました。この文章、2行の解釈が今状況としてはそれぞれ違っているというのは確かなようでございますので、共通認識としてまとめるのか、記載文案を変更して揺るぎないもので統一性をとるのか、これはきょうもし決まらなければ、また協議いただくこととすることにいたしましても、明快にするのが適切ではないかというふうには思います。
- 大場崇夫委員長 井部委員、どうぞ。
- 井部辰男委員 今回の法案改定の中でも、地域自治組織については市町村内の一定区域を単位とする区を市町村の判断により設置することができるという、こういう法案になるような概要でございますので、この記載文案についてはこの文言でいいのではないかというふうに判断します。
- 大場崇夫委員長 村山委員、どうぞ。
- 村山尚祥委員 今の井部さんのと大体私中身的には同じなんです。これからつくられる自治組織としての、いわゆる附属機関でない自治組織としての地域協議会のこれ一般制度ですけれども、これは合併に関係なくても市内につくることはできる。逆に言えば、合併後10年たったと、この言い方は大上越市が全部なじんだときにいつまで旧町村名なんだという認識も起こるし、ある意味ではエリアというのは変わってくるかもしれない。現上越市内の中におけるエリアの中で、じゃ今の上越市内における、先ほど委員長言いましたが、谷浜地区だと言ったときにも旧谷浜が全部線引きされるのかという問題なんかも場合によって考えなきゃならん。だとすれば、やはり私は自由でいい部分だけでも、私もあえて意見を言うならば何々地区協議会というような名称だけは統一すると。その先の頭につけるのは、地区の名前がはっきりわかることが望ましい程度にとどめて自由にするというものにして、また繰り返すようですが、そうした統一見解をきちっと附属文書、議決文書として載せていけばいいんじゃないかと。また、この地域協議会、先ほど論議するように法改正の中では法人格を持つか、持たないかによっても違いますけれども、少なくとも改善されようとする地域協議会よりは、もっと進めようという今回の附属機関としての協議会ですので、そういう意味では将来に向かってもっと視野を広く迎えるような内容にしてもらいたいと、こう思います。
- 大場崇夫委員長 ほかにございませんでしょうか。(3)番についてです。
石平委員、どうぞ。
- 石平春彦委員 もう一度言わせていただきますが、いずれにしても各町村の区域ごとに置くということで一応皆さん合意をされたわけでありますので、やはりその区域の名称が明確にわかるように、これはどうしてもその部分は名称に入れていただく必要があるだろうということと、それから地域協議会という、いわば統一の組織の形態といいますか、いわば基準になる名前を入れていただくことは、これはどうしてもこの二つについては必要なのではないかと。繰り返しになりますけれども、私が統一的なものにすべきということを行ったのは、少なくともその部分は入れていただくような形で、あとはやはりそれなりに何かきらりと光るものがあるのであれば、そういうものを加えていくのは、それはよるしいのかと思いますけれども、最低やはりその部分、地区のどこであるかという特定できる地区の名前というものと、基本的な地域協議会という、その部分は最低統一というんでしょうか、その部分は入れていくというのがやはり必要ではないのか、こうすることで再度私の意見を述べさせていただきました。
- 大場崇夫委員長 どうぞ。

- 野澤朗事務局次長 じゃ、事務局で確認させていただきますが、全体のこの合併協定書記載文案でよいのだけれども、まず一つは地域協議会という名称は統一すべしということが一つはあり、また旧町村名を冠する、要するに一番頭にはそれぞれの町村の名称を入れる。その間に、今石平委員の言葉をおかりすればきらりと光る、また清里村のご意見も入れれば地域特性のあるということを入る形ということに、もしなるとすれば、これ合併協定書記載文案としてそのような文言で記した方がよろしいか、それとも統一見解ということで合併前に各町村が作成するという現在の文章でよろしいかというところ、いずれにいたしましても統一的なご見解を委員長の方からお取りまとめいただければと思うところでございます。
- 大場崇夫委員長 今ほど事務局、それから石平委員の方からもお話ありましたが、実際合併をしまして協議会ができたことを皆さん想定してもらえばいいんですが、結局あるところの協議会で、附属機関ですから、市長さんの方へこういう要望が出たと。やっぱり地区の名前がはっきりしておかなければ、どこの協議会からどんな要望出たのか、どんな答申があったのかわけわからんです。そういう点で、皆さん、いかがでしょうか。今整理してくれというようなご意見もありましたが、この協定書の各区域に置く協議会の名称は、合併前に各町村が案を作成するという、このままでよいか。それとも、ここへもう一つ具体的に旧町村名を入れて何々地域協議会とするというような条件をこの3番に入れた方がよいか、これ二つについてご意見をお伺いしたいと思います。
- 野澤朗事務局次長 委員長、済みません。ちょっと申しわけございません。今委員長お取りまとめいただいたところでございますが、合併協定書記載文案、各区域に置く協議会の名称は、合併前に各町村が案を作成するというのでよろしいのだけれどもというようなことでもございましたので、ここの場の共通認識として今先ほど私が申し上げた最終的に地域協議会という名前をつけ、かつ一番頭には各町村の名称をつけると。その間はきらりと光るもの、地域特性があればそれを付すという共通認識のもとでこの協定書記載文案が承認されたということがこれ私今お話し申し上げておりますので、議事録にも残りますので、それでよろしいかどうかご確認いただければと思うと。
- 大場崇夫委員長 今の事務局の説明でよろしいでしょうか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 大場崇夫委員長 じゃ、そのように事務局、整理をお願いいたします。
始めて時間何分たちました。どうしてもたばこ吸いたい方、失礼ですが、ちょっと手挙げてみてください。我慢していりゃ健康にいいんですが。
〔「進行してください」と呼ぶ者あり〕
- 大場崇夫委員長 じゃ、進行という声がありますので、進めさせていただきます。
それでは、(4)番、事務局お願いいたします。
- 野澤朗事務局次長 (4)番でございます。左側は省略させていただきます、ご意見として、市長は地域協議会の意見を最大限尊重し、市政に反映させる。を入れてほしいというご意見、これも私の説明がある意味では共通認識になるかもしれませんが、一つには最大限尊重するというところはこれ法律解釈でございますけれども、附属機関は執行機関、要するに市長でございますが、要請によりその行政執行の前提として必要な審議を行う機関でございます、市内の一定の区域に係る施策に住民の意見を反映させるため置くものでございます。したがって、協議会の意見を尊重することは当然だというふうに考えておりました、共通認識としてはこういうことでもよろしいかと思っておりますが、今書かれている文章で十分ではないかと考えるところでございます。また、市政に反映させるという文言は、これは法制執務上、要するに条例の文章上、させるという表現はなかなかこれ附属機関においては難しいところでございます。市政の反映とだけの単純な言葉ということ、させるというのがないとして、市長が自分で市政に反映させるということであれば、目的のところの(1)、その区域の住民の意見を反映させるためにという、このさせるためにというのは市長が意見を反映させるためでございますけれども、そこに記載されておりますので、この一文というのは(1)及び(4)、それから全体の中で言い得ているのではないかと、これは事務局としての解釈でございます。

それから、質問の資料2でございます。新市全体の施策において意見具申することができるかということ、これにつきましては前回私どもも回答いたしましたし、また上越の石平委員からの解釈としてもご意見としていただいたところでございますし、またそれぞれ皆様方もそのような解釈されているところと思いますが、新市全体の施策についても原則意見を述べることができると考えております。

それから、地方制度調査会の最終答申、建議することができる、これ法律上どういう文章になってくるかわかりません。ただ、この最終答申の建議という言葉なぜ使わなかったのかというご質問でございます。これは最新の当市の条例が意見という表現を使っておりました。この時点では意見といたしましたが、これ十分条例化の際には地制調の問題、それから法律の問題等々しんしゃくいたしまして精査させていただきたいと、このように考えております。

○大場崇夫委員長 今一部事務局の方からも説明ありましたが、(4)番は非常に大事な内容を含んでいるんだろうと思いますが、特に丸印について。

どうぞ。

○橋爪法一委員 前回吉川町を代表して意見を申し上げたんで、この論点整理を受けて議論をさせていただきました。それで、できるならやはり最大限尊重という文言と市政に反映というのは入れてほしいというのが結論でございます。ただ、14市町村の協議の中で全体の意思として私どもの気持ちが確認されれば、最後までこだわるといことはしません。

まず、最初の最大限尊重というのは、それは確かに条例をつくる時にどうなるのかというのはありますけども、記載文案に盛り込む文言としてどうかということ考えたときに、私どもは、一番左側のところ見てほしいんですけども、こう書いてあるでしょう。協議会は云々と書いてあって、さらにこれらの事項等に関し市長及び当該区域を所管する支所長に自主的に意見を述べるできると、これ自主的という言葉入っているんです。これは、自主的という言葉はあえて意識されて入れたんだろうと思いますけども、この文言があるうが、なかるうが、自主的に意見を述べるというのは当然のことなんです。最大限尊重というのも確かに市長がそれを最大限尊重するというのは当然かもしれないけども、この自主的という言葉と同じように、あえてそれを強調する方がいいんじゃないかというのが私どもの考えです。

それから、市政に反映させる云々ということで、確かに(1)に記載されておりました。(1)に記載されておるから、これはいいんじゃないかというのはわかるんですけども、ただ市長及び市議会を拘束することになると、このさせるという表現がそういうことなのかもしれないんですけども、これはちょっとどうかと。市長は、市政にいろんな住民の意見を反映させる場合は市議会だけではございません。いろんな場所でやはりそういったルートをつくるべきですし、今回のこの協議会もその一つであると。確かに市議会そのものは非常に重要な役割と権限があります。それは認めた上で、私どもあえてこういった形にした方が地域協議会の重みが増すという判断で提案させてもらったわけでございます。その点ご理解いただきたいと思います。

○野澤朗事務局次長 今先ほど冒頭お気持ちをおっしゃいまして、多分よくわかったつもりでございます。させるのところは、これは法律議論を今ここで橋爪さんとしてもあれなもんですから、適当なところで切り上げますけども、これやっぱりさせるというのは表現的にはちょっと難しいと思います。これは、おっしゃるとおりこの地域協議会の権限に、これはでも、させると書いていないからといって、この権限を一切危うくするものではございません。むしろこれをさせると書いてしまったときに、この地域協議会というものの役割が非常にいかなものかというところがございます。これは、やっぱりさせるという表現はいかなる組織であっても、市の中の長でありますとか、最終的な意思決定機関、唯一の議決機関である議会をさせるという表現では、これ私どもの法律解釈上ちょっと難しい、これだけしかちょっと申し上げられないですけど、そのようにご理解いただきたいと思います。

事務局からは以上でございます。

○大場崇夫委員長 今吉川、橋爪さんの方で説明ありましたが、市長は地域協議会の意見を最大限尊重し、

市政に反映させるという中身、このこと自身については反対する委員は、私はないと思うんです。ただ、今事務局から説明ありましたように、それをこの協定書の記載文案の中へそのまま入れるということになると、この協議会の小委員会という立場からいかなもんかというのが事務局の方の説明かと思うんですが。

村山委員、どうぞ。

○村山尚祥委員 市長が最大限尊重するという部分については反映とか、させるとかの意味でなくて、尊重するという部分については私はできるなら文面に記載してほしいと思います。やはりキャッチボールといいますか、自治組織に近い協議会という意味合いをきちっとたえるのかと、こう思います、これは一つの希望としてですが。

一つ違うことで、これ皆さんの共通認識のというか、統一見解の確認に加えていただきたいということで見解を伺いたいんですが、市長の諮問に応じるところ、これは附属機関であるから、市長の諮問に応じ、これ当然なんです。ところが、次にいくと、さらにと、これらの事項に関して自主的に意見を述べるができる。これは、私もかねてから発言させてもらっています自主開催というふうにつながると思うんです。そういう意味からいえば、市長の諮問というものの解釈を統一見解的にしてほしいというのは、結局市長の諮問というのはいろいろあるけども、個別的諮問でなくて、これらの目的の総括的諮問だという解釈を統一見解に求めたい。極端に言えば毎年、毎年格別市長が諮問したとか、しないとかという手続する、しないは別として、にかかわらず、これらの事項はすべて協議会に諮問されているんだと。だから、自主開催もできるし、自主的に意見も述べるができるという保障といいますか、そういうものをする意味で統一見解として市長の諮問というのはいわゆる総括的諮問なんだと。先ほどから何遍も出ております地方制度調査会の自治組織におけるまさしく自治という観念、自主、自治という観念を取り入れるという意味では、その諮問ということについての総括的な考え方は統一認識として持ちたいと思うんですが、この辺についての見解なり、いろんなご意見あったら伺いたいと、こう思うんですが。

○大場崇夫委員長 どうぞ。

○野澤朗事務局次長 おっしゃっていることで大体解釈として総括的か、個別的かというのは確かに事実として個別的に諮問もこれはあると思いますので、それを否定はまずちょっとできないものでございます。例えば建設計画に対して変更を諮問する等々というのは当然ございますので、それから下のところに重要な施設の設置及び廃止等に関することと具体例もございますので、そういう意味で言えば個別諮問もこれはございます。ただ、おっしゃったように総括諮問というよりもむしろ市長の附属機関ではございますけども、これらの事項等に関し、市長及び当該区域を所管する支所長に自主的に意見を述べるができると書いてある時点で、総括的な諮問を市長としてはしているというふうに解釈することは可能だと思いますし、それですからこそこのように表現をしたわけでございます。なお、地域自治組織の表現ぶりはこれよりも若干まだ後退しております。後退というよりも、この表現ぶりは地域自治組織の表現ぶりよりもさらに踏み込んでいるということは皆様方ももうご存じだと思いますけれども、一般制度の地域自治組織の場合は当該区域に係る事務について市町村長などの諮問に応じて審議し、必要と認める事項につき市町村長などに意見具申できるということでございますので、これよりもはるかに機能を持っておりますし、今のご質問、共通認識をとということであれば、私の方としては今の回答ということによろしいかと思うところでございます。

○大場崇夫委員長 井部委員、どうぞ。

○井部辰男委員 この項は協議会の役割と権限の部分だと思いますが、今発言のあったものは共通認識として、この記載文案については今回の法制度の改正の中における一般制度を超えるというか、言うならば合併特区のような要件も入っているということの評価して、私はこの文案でいいというふうに判断しています。

○大場崇夫委員長 石平委員、どうぞ。

○石平春彦委員 私もこの文案でいいという立場でちょっと若干述べさせていただきますが、やはり基

本的に市長が地域協議会の意見を尊重するという事は、これは自明の理ということでございますので、これはむしろこの制度そのものに既にそういう権威があるということをやはり私は認識しております。

それから、もう一つは先ほどの総括的云々という諮問の話でありますけれども、これはむしろケース・バイ・ケースといいますか、当該の市長がその段階でどういうことを意識して地域協議会に課題を投げかけるかという問題でありまして、むしろ重要なことはどの市長がどう言ったということよりも、制度として条例にこのことが掲載されると。つまり何々という市長以上に、いわば条例という制度として保障されるということでありまして、ここは大変重要なことだと私は思っております。そういう意味で、共通認識という意味合いにおきまして、あえて総括的だとか、総括的でないとかというようなことを限定しない方が私はむしろいいと。自主的に、市長がどういう考えをしようと、地域協議会として地域の自治に根差して自主的に問題を提起をすると。このむしろ自主性を私は尊重した方がいいのではないかと、制度的に尊重した方がいいのではないかと、こういうふうに思っておりますので、こういう文言といいますか、表現が非常に適切であるというふうに思っております。

○大場崇夫委員長 今ほど制度そのものに既に重きがあるという、そういう発言であったかと思えます。なおまたさらに、井部委員の方からもこの文案でいいでないかと。特に市長の諮問に応じるという点の一つと、それから自主的に意見を述べる、この自主的にというの、ここへ入っていることで私はうんとこの協議会が重きといいますか、別な言い方すれば価値があるといいますか、そんな感じを受けるわけでございますが、この文言でご賛同いただけるでしょうか。

村山委員、どうぞ。

○村山尚祥委員 ただいま議長から市議会としての取り組み、私もそこまで踏み込んだ答弁いただければ、むしろ質問した方が恥ずかしいかと思うんですけども、あえて私が言ったのは附属機関ということにこだわったせいもあるんですが、一つはこの文面に載ってこない、前々からご質問しておりました自主開催とか、それから報酬等の関係とか細かな部分になったときに、じゃどこまで自主的にやれるのかという範囲が各協議会ではばらばらだったとか、年1回しか開かん協議会もあれば年30回開くところもあるとか、そういった問題まで一つのものにしてきたときに、本当に制度的に自主開催というものが意味含んでいるかどうか、この辺を確認したかったんです。だから、この次の項目の中で開催に関する内容は、あくまでこれは条例の中の条文なり、条例における規則の中で定められるということになるのか、あるいは開催についても最低限その協議会は年2回なら2回、3回は定期開催すれということになるのかどうか、その辺はわかりませんが、私は文言的には、だから決して反対しているわけでない。ただ、意味合いとしてその辺まで踏み込んだ説明がないと、私も議会へ戻っているいろいろ質問したときに、なかなか説明が統一認識として持てなかったと、こういう気持ちです。で、次の項目の中でそういう会議の原則とか、報酬というのがどういうふうに出てくるかはちょっとわかりませんが、その辺のところも頭に置いていただきたいと。決して文言は、そこまで市議会が踏み込んでいただければ結構ですと、本当にいいと思います、制度的に保障してもらおうということで。

○大場崇夫委員長 どうぞ。

○野澤朗事務局次長 自主開催ということにもしこだわったご質問であれば、当然自主的に意見を申し述べることができるということでございますので、それに必要な会は委員長が招集するということと考えております。

○大場崇夫委員長 今の(4)番でございますが、丸印、大事な三つあるんですが、これについてはいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大場崇夫委員長 全体を含めてということでございますので、全体を含めまして今上越市の……異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大場崇夫委員長 じゃ、そのように事務局、まとめお願いをいたします。

4 時には打ち切りさせていただきたいと思ひまして、まだ 20 分ばかり時間ありますので、もうしばらくお願いをいたします。

じゃ、(5) 番の方、事務局お願いします。

○野澤朗事務局次長 (5) 番でございます。選挙による委員の選出と、それに満たなかった場合の表現についてさまざまなご意見とご質問がございました。まず、委員は、選挙ではなく、市長が選任すればよいのではないかと。選挙された者を選挙又は各団体の推薦された者に改めてほしい。選挙された者を選出された者に変更してほしい。公選にこだわらないでいったらどうか。広く各種団体から推薦された、能力、やる気のある人たちを市長が選任するという方法にしてほしいというご意見でございます。ご質問としても、選挙を公職選挙法に準じて行うとなると、その具体的な手法はというご質問、13 の地域がそれぞれのやり方で委員を選出すると、どのような不都合が生じるのかというご質問、定数までいかない場合、どのように選任するのかというご質問ございました。

ご意見、ご質問の基本的なところ議事録から読み取りますと、選挙の場合、立候補する方がいらっしやらないのではないかと大変な一番のご心配がそこございました。ただ、それはそれといたしまして制度の考え方でございます。制度の考え方といたしまして、選挙されたということになりますと、その地域の住民の代表であるということはこれだれも疑うものではございません。団体から推薦されたということは、あくまで団体の代表でしかなく、住民の代表でないということが難しいということですよ。

もう一つ難しいのは、今それぞれの議会をお持ちでございます長がいらっしやいますので、例えばその推薦団体を選ぶときに議会の意思等々、一定の何らかの公平な公的な目でその団体を推薦するというのは可能かと思ひます。しかしながら、例えば新しい合併後、市が運営されて、その地域で例えば議会もなくなっていった場合のときに、果たしてその推薦母体を議論する場というのは、逆に言うと地域協議会そのものしかなくなると。そうしますと、みずからの協議会の構成メンバーがこれでいいかということのみずから決めるというような、これもちょっと若干矛盾というも生じます。私今申し上げているのは、制度的な面でご説明しているということでご理解いただきたいと思ひます。そういうことが懸念をされます。

今回の地域協議会の極めて重要な部分といたしましては、住民に基盤を置く機関として住民の主体的な参加を求めつつということがございまして、ここに照らしますと、選挙というのが一つやはり大きい部分かというふうに思ひてございまして。もう一つ、公職選挙法のところのご質問がございました。これはあのときにもお答えいたしました、選挙の公平性、公明性を担保するために準用するということとございまして。詳しくは、住民投票と同じように条例で実施方法を定めるということになるかと思ひます。

じゃ、ポスター等々を張ったりするのかということに多分ご質問としてはなってくるんだと思ひます。お金のかかるようなことが本当に可能かというようなことになると思ひますが、そのやり方を条例で定めていくということを検討していくことになるんだらうということとございまして。

それから、13 の地域それぞれのやり方というのは、これは右側にも書かせていただきましたけれども、一応附属機関として同一のもので、たまたま地域が違うものでございまして、その構成員の役割、選び方が違ってよるしいということには多分ならないのらうというふうに思ひております。

それから、最も皆さんの質問の中で重要だと思ひましたのは、定数までいかない場合どのように選任するのか。これは当然ながら市長が勝手にあなたということには、これは多分ないのでありまして、今町村の皆様方が提案されている方法、例えば各種団体からの推薦により選任することになるかと思ひます。問題は、選挙の場合と公募とさまざまに違いがあるわけとございまして、少なくとも立候補された時点で定数に満たなければ、立候補された方は多分当選決定ということになるかと思ひますし、当選された場合、法律の解釈上は選挙された者の中から市長が選任すると一文はございまして、なかなか市長として、それは市長が選挙に受かった人を選任しないというのは

通常では想定できないことだろうというふうには思います。

それから、各種団体から今申し上げましたとおり定数まで届かない場合、その不足分は市長が選任するということですが、今ほど申しましたとおりその方法としては通常の附属機関の委員の選出方法、すなわち今町村の方々が提案されている各種団体からの推薦により選出するというのが一つの考え方ではないかというところでございます。当然ながら立候補者ゼロということになりますと、その人数すべてをそういう手法で選任するということになるだろうというふうには思っております。

私の方からの整理は以上でございます。

○大場崇夫委員長 きょう配られました資料の真ん中に、今の（５）番ですが、たくさん各町村からの意見が記載されております。さらに、発言によっていろいろ自分の気持ちといいますか、意見たくさんあるかと思しますので、お願いをいたします。

どうぞ。

○宮本富男委員 牧村の宮本です。ここに右側の方ですか、団体から推薦された者は、あくまでも団体の代表でしかなくと書いてありますけど、これはちょっと解釈が私と違うんです。私たち牧村の場合は各地域、地域に一つの自治会というものが存在するわけです。その代表者の方は、ほとんどその地域の住民の代表であり、住民の意見を上げてくる人たちなんです。それから考えると、あくまでも個人の団体の代表、私の団体というものがそういう地域性のある団体のこともいっているわけですから、その点も考えてほしいと思います。最終的には、選挙された者を市長が選任する。もしなかった場合には、各団体からの推薦をもって市長が選任するというふうにありますけれども、地域性を考えたならば恐らく選挙または各団体の推薦された者に改めておいた方が何となく納得できるような文言だと思うんです。どうしてもこれは入れられておかなきゃしょうがないですけども、できればそういうふうにして自由に選ばれるという認識を私たちが持った方がいいのではないかというふうには考えております。それから、団体の推薦の場合は住民の主体的な参加を求めつつということには相反するというような書き方が書いてありましたが、これも全然違うと思うんです。その地域の人たちの代表、または団体というものは住民の総意のもとにおいて推薦されてきている人たちです。これは、住民の主体的な参加ということに相反するということは私は考えておりません。

以上です。

○大場崇夫委員長 今お聞きのとおりでございます。今資料の真ん中の上から２段目のことについてでしょうか、牧村の委員からの発言でございました。

ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

○石平春彦委員 上越市議会のちょっと考えを申し上げさせていただきますが、基本的にやはり制度を二つのものを一緒にするというのは、これは選出方法としてはできないと思います。つまり選挙またはその団体の推薦ですか、ちょっと言葉があれですけど、そういう形のを同時に選出方法に入れるというのは、これはやはり無理があると。やはり基本的に選挙制度というものをとるのか、とらなないのかという基本的な考え方をまずおいて、要はそういう制度を保障するというところに一つ重要なことがあるわけでありまして、それが事実、現実にならぬかというのは、これはその次の話だと思っております。したがって、この記載文案がその次のことまであえて載せたということの意味も私は深いものがあるだろうというふうには理解をしております。上越市議会では当初、このなお以下の部分につきましては想定をしておらなかった中で、こういう現実にそういうこともあるではないかという町村の皆さんからの話があると、こういうふうにお聞きをしましたので、それならそういうことをつけ加えることもやぶさかではないということで、私どもはこういう形で最終的に落ちついたところでございます。そういう意味で、この形の中で進めていただければと思っております。

○大場崇夫委員長 今ほどお聞きのとおりでございます。

関連でも、どうぞ、橋爪委員。

○橋爪法一委員 済みません。私どもではきょうの議論を聞いて、次回に正式に表明していただきたい

ということをお願いしたいと思います。特にきょう新たにわかったこととして、先ほど野澤次長の方から話がありましたように、定数に未達の場合にどう選出するかというところが出てまいりました。各種団体から選出していただいて市長が選任するというのを正式に言われましたので、それをまた持ち帰って検討させていただきたいと思いますので、そのように取り計らいをお願いしたいと思います。

○大場崇夫委員長 どうぞ。

○山崎新一委員 中郷の山崎であります。今ほどいろんなご意見を伺っておりますが、ここに中郷村の代表の方からの意見が載っておりますが、私どもこの地域協議会は協働の活動のかなめとなるものであり、その構成員である人が当然活動のかなめとなることをやるわけでありますから、当然それにふさわしい人を各種団体から推薦すべきだろうと。したがって、選挙は多数の中から投票によって選ばれるものであるわけでありますが、しかし各種団体からそれにふさわしい意欲のある人を選んだ方がやはり地域にふさわしい活動していただけるんじゃないかという観念を持っております。特に地域性があります。例えば大きな市とか、町とか、あるいは小さな村とかになりますと、非常に人選においては、私ども中郷村は五千数百人ですが、あの集落にこういう立派な人がいると、こういうことを踏まえて考えていった場合には、選挙よりもむしろ推薦によってそういう団体から選んで、その団体から選んだ方が少なくとも地域の住民の代表の人なんだという解釈で思っているわけであります。したがって、この右の欄に若干ありますが、選挙によらず市長が選任することとするのであれば、住民に基盤を置く機関として、住民の主体的な参加を求めつつという文章を削除しなきゃならないことにはならないのではないかという解釈を私たちは持っておりますが、したがってあくまでも選挙というものよりも、各種団体から推薦をしていただいた方が地域にとってはふさわしい人を選べるんじゃないかというふうな解釈を持っております。

以上であります。

○大場崇夫委員長 もう一つ、どうぞ。

○丸山辰五郎委員 安塚の丸山ですが、安塚ではこの前のときには市長の附属機関であるという観点からすれば市長が選任すればよいと、こう発言しました。しかしながら、土俵に上がる皆さんはやっぱり同一の洗礼を受けた人が上がってこなければおかしいと、こう思います。それで、今選挙という話になりましたけども、私も安塚の意見は安塚といたしましても、やはり選挙が正しいのだろうと、こう思います。それぞれの各町村においてはなるほど立派な団体もありますし、自治組織も、あるいは集落もあると思いますが、それらの方が立派であれば、それらの方を推薦して立候補してもらうように手当てをすればいいわけでございますので、ぜひいろいろな意見があっても、みんなが納得することになりますと、統一的な方が当然いいわけでございますので、安塚町の意見は意見として、やっぱり選挙がよろしいのかと、こう考えます。仮に定数に足らなかったらどうするということになりますれば、それはその市町村がそれだけの意識だったと、こういうことにも考えられます。そして、足らなかった場合には市長が推薦するといいたまいますか、そういうふうになるんだろうと思いますから、ぜひ定員も自分たちの町村でもって幅広く、例えば10人から25人というふうになりまして、例えば安塚が10人だとした場合、立候補10人に満たなかった場合は、例えば9人だったら、それでもよしとする場合もあるかもしれないし、どうしても10人欲しかったら10人欲しいように推薦して立候補してもらう方法もあるでしょうし、なかった場合は諮問機関である以上、市長が自分の能力においてすぐれた人をリサーチして推薦すると、こういう方法でいいと思います。結果、同じ土俵に立つんだったら選挙を支持します。

○大場崇夫委員長 どうぞ。

○宮本富男委員 牧村の宮本です。この協議会は、その地域を発展させるため、並びに福祉とか、いろんなものについて低下させてはならないという協議会ですよね。そういうものであるならば、統一的な選挙という方法だけではなくして、その地域がどう選ぶか、どんなすばらしい人を選ぶのかということは、その地域でもって選出方法を決定してもいいんじゃないですか。

〔「推薦すればいい」と呼ぶ者あり〕

○宮本富男委員 要するにそう。だから、選挙ではなくして、その団体が推薦をすればそれでいいと思います。選挙する必要はないと思います。そんな形にしていくなれば、上越市のこれ市議会の都会的な発想なんです。私たち牧村としてはとてもこの案というものはのめることはできないし、選挙並びに団体ということを入れて、各地域において、自治体において選出方法というものを決めてもいいんじゃないかと。私は、矛盾はしないと思います。

以上です。

○大場崇夫委員長 今お二人手挙がっておりますので、このお二人できょうの発言を打ち切りさせていただきます。これでやめたというわけじゃありません、次回ありますので。

どうぞ。

○村山尚祥委員 済みません、時間がなくなって。私も議会へ戻って協議するときの参考として、きょう今確認で伺っておきたいと思ったのがあるんで、発言させてもらいます。基本的には、うちの町議会では選挙が賛成ですけども、先ほど橋爪委員の質問に対して候補者不足の場合の選任方法、各種団体という表現されておりました。これ各種団体というものに対して、今宮本さんのおっしゃったみたいの、いわゆる町内会連合会、これも各種団体に入るのかどうか。そういうことも含めて、町内会連合会というのはまさしく地域ですよ、町内会で。その辺の確認と、それからこれまでも論議に出させていただきました任期と、それから報酬。やっぱり選挙という方法と報酬というのは私は密接につながる、それはたとえ日額であろうと。というもので私は記載文案にきちっとするべきだと思うし、載らないとしたら統一見解としてきちんと記載していただけるのかどうか、この辺を確認しながら私どももこれを持ち帰って協議していきたいと、こう思います。

○大場崇夫委員長 次長。

○野澤朗事務局次長 回答は、また後でまとめてさせていただきます。

○大場崇夫委員長 どうぞ。

○山崎新一委員 最後だとすると、なかなか緊張しますが、あれなんです、第 27 次の答申の項にもあるんですが、構成員の選任等というふううたっておりますが、やはり地域協議会の構成員は基礎自治体の長が選任する、これはもちろんそうなんです、地域協議会の役割から構成員の選任に当たっては自治会、町内会、あるいは P T A、各種団体等、地域を基礎とする多様な団体から推薦を受けた者や公募による住民の中から選ぶこととするなど、地域の意見が適切に反映する構成員となるよう配慮すると、こううたっております。したがって、先ほどの宮本さんと私全く同じ意見なんです、地域のためにある地域協議会の委員ですから、これはやはり地域に合った選び方をしてほしいという思いが強いんです。どうしても選挙やれということになりますと、これは推薦をして、さらに選挙を選ぶと、こういう格好になると思うんですが、果たして原則論は若干の報酬では、無報酬とされておりますが、若干の手当出るんだろうと思いますが、こうなったときにこれはもろ手を挙げてみんなが立候補するような人があるかどうか。これはやっぱり基本的にその地によって違うわけですから、必ずそういう議論になると考えれば、必ずや、やはり、そういう差を設けるといっては、そういう案が極めていままでにおいてもつづけられているものであれば、検討されることをさらにご議論いただくと、こういう方向で考えてもらえればいいのではないかとというふうな思いをいたしております。

以上です。

○大場崇夫委員長 ありがとうございます。

○野澤朗事務局次長 委員長、じゃ回答だけさせていただきます、済みません。幾つかのことで回答だけ皆さんお持ち帰りでご検討いただくということでございますので、私ども事務局の整理の回答でございます。

地域性に配慮されていないのではないかとのご質問もございました。地域性ということにつきましては、本来であれば選挙で選ぶで終わるところをその選挙で定数に満たないところにおいては市長が選任するという方式をとっております。先ほども例として申し上げましたが、そういうことはない

とは思いますが、お一人も例えば立候補がいらっしゃらないということになれば、全数市長が選任ということでございます。これは、ある意味で言えば地域性を非常にとったところかというふうには考えております。

それから、村山委員のご質問にございました任期等々の考え方、これ質問ペーパーの方の右側の方のペーパーにもございますし、また資料1にもございました。任期につきましては、選任方法等委員もおっしゃるとおり非常に密接不可分であると思っております。ですから、選挙を行うということになれば議員の任期、それから選挙の具体的な手法等も考え合わせますと、4年というのが通常考えられるべきことかと。ただ、一方では各種委員ということになりますと、通常任期は2年という考え方もある。ここは今いずれかだということで、共通認識としてはそういうことかと思っております。

それから、資料2の(7)の協議会の会議は、必要に応じて開催するのところに日当等について書いてございます。前回村山委員からは、自主的に開催でかなり進んだときに、そこまで一々払うのかというご質問ありました。これはそのときにもお答えしましたけれども、附属機関の委員の報酬は勤務に対する反対給付として支払われるものでございますので、その会議がどういう目的、それ言い方がちょっと難しいんですけど、委員長が招集した正式な会であれば当然報酬を支払うということで考えております。なお、報酬でございますが、上越市の各種委員、この例に従うといたしますれば、1日5,000円ということになるということでございます。

それから、選任の方法として今各種団体からの推薦による選任することが一つの方法として考えられるということで申し上げました。当然その団体というのは、町内会も含まれているものだろうというふうには思っております。

以上でございます。

- 大場崇夫委員長 大変長時間ありがとうございました。また、今回の内容等については事務局から案内が行くと思いますが、一応今予想されるのは、きょうの議論に引き続いて今の選任の問題、定数の問題、それから会議のこと、あるいは報酬等も次は発言される方があろうかと思っております。そして、最後には、きょう一番最初に井部委員の方から発言ありました、これから出つつある法との関連でどうするか、協議、この文書で言うと2番になりますが、そこら辺にも議論が及ぶんでないかと思っております。大勢の議論を参考にされまして、また各町村持ち帰られまして、それらの考えをまとめてきていただければ幸いに存じます。



2 その他

- 大場崇夫委員長 大変議事進行まずいことをおわびして、きょう終わらせていただきます。ありがとうございました。

- 野澤朗事務局次長 事務局からご連絡いたします。次回日程、それぞれの議会が3月議会に突入することになります。それぞれ調整をいたしまして、早急にまたご連絡をさせていただきたいと思っております。

それから、もう一つ、きょうの発言の中の合併協議会の終期、終わりの期につきましては、私申し上げたのは通常そういうことの整理が多いということでございます。それと、合併の協議というのはあくまで合併協定書の締結で1回区切りがつくと。そのことと、最終的な処理のために合併の前日まで合併協議会が存続するということがまた区分してお考えいただきたいと訂正させていただきました。そのことは訂正をさせていただき、またおわびをさせていただきます。そのようにご理解をお願いいたします。どうもありがとうございました。

午後4時5分 閉会

上越地域合併協議会小委員会規定第 10 条において準用する上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程第 3 条第 2 項の規定により署名する。

委員長 頸城村自治会長協議会会長

大 潟 町 議 会 議 長

頸 城 村 議 会 副 議 長